

広報

YAME

# やめ

【今月の主な内容】

大好評！利用者ぞくぞくパークアンドライド駐車場 2～3

節電の夏 4～5

なぜなぜ人権 「私にとって人権週間とは？」 8～9

郷土史サロン② 「矢部川物語(1) 源流を訪ねて」 12

## 1万5千本のダリア咲く

星の花公園では「初夏のダリア祭」が開かれ、色とりどりのダリアが訪れる人の目を楽しませています。

茶のくに八女・薬八女

CHANOKUNI YAME OKUYAME

2012(平成24年)

No.999





# 大好評！利用者ぞくぞく パークアンドライド駐車場



行列ができる朝の八女インターバス停

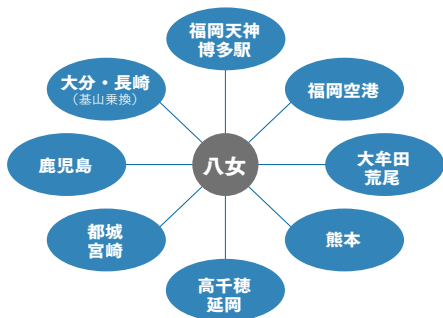
## ビジネスに観光にますます便利に

3月31日に開業した八女インター高速バス利用者専用駐車場（パークアンドライド駐車場）は、おかげさまで毎日たくさんの方々にご利用いただいています。

駐車場のオープンに合わせて導入された、八女インターバス停と天神・博多駅を結ぶ高速バス「ひのくに号」で使える「格安」の定期券（茶のくに八女定期券）や回数券（茶のくに八女回数券）も、好評発売中です。定期券は、駐車場が無料で使えることもあって、大変好評で、現在32人がご利用中です。4枚つづりの回数券も5月末までに237冊のお買い上げをいただいております。朝7時台の福岡方面行きの上りバス停には、10人を超える行列ができる日もあり

ます。

また、4月23日からは、鹿児島行き的高速バス「桜島」号の八女インターへの停車が新たに始まりました。八女インターから九州各地への観光やビジネスがますます便利になっています。これからも、福岡都市圏をはじめ九州各地をつなぐ八女の新しい玄関口として、市民の皆さまのご利用をお願いします。



観光・ビジネスに好位置。八女から広がる高速バス

## 利用者の声

### 安くて便利で助かっています

福岡市に就職が決まり通勤手段を検討していた時に、ちょうどパークアンドライド駐車場ができ、定期券も発売されるということで決めました。帰宅する便があと1、2本多いと思いますが、安くて便利で助かっています。ありがとうございます。



馬場健太郎さん  
(八女市新庄)



問註所康宣さん  
(八女市室岡)

### 通勤時間も20分短縮

「茶のくに定期券」にプラス千円で「福岡都心乗り放題」を付けて利用しています。今までは、JRと地下鉄で通勤していましたが、経費も随分安くなりましたし、通勤時間も20分短くなりました。座れて便利で助かっています。

## 西鉄高速バス定期券・回数券のご案内



### 茶のくに八女定期券 **駐車料金無料!**

八女インター～天神・博多駅、福岡空港線で利用できます。ひのくに号（西鉄・産交）のみ有効。荒尾～福岡空港線は利用できません。

●一般価格＝1か月3万円

※購入の際には証明写真が必要です。

●八女市民価格＝1か月27,000円

※購入の際には証明写真と地域支援課（☎23・1224）発行の証明書が必要です。

★「茶のくに八女定期券」「茶のくに八女回数券」は、「西鉄」および「産交バス」ひのくに号のみでご利用いただけます。

※バスの各行き先の表示が「ひのくに号」が目印です。  
★毎月1日から月末まで有効の定期券です。月の途中で購入されても1日から月末まで有効期間です。

### Qバスサーチ



出掛ける前に、天候や渋滞で刻々と変わる高速バスの運行状況をパソコンや携帯電話でチェック! 快適な移動をお手伝いします。

### 茶のくに八女回数券 (4枚つづり・4,600円)



片道あたり300円お得!

八女インター～天神・博多駅、福岡空港線で利用できる回数券です。ひのくに号（西鉄・産交）のみ有効。荒尾～福岡空港線は利用できません。

●発売窓口＝西鉄バス久留米・八女車庫、八女市観光案内所、久留米バスセンター、西鉄天神バスセンター等

▼駐車場・高速バスに関する問い合わせ

西鉄お客様センター

☎0570・00・1010 (6時～24時)

※携帯からは☎092・303・3333

▼定期券発行の際に必要な証明書に関する問い合わせ

八女市役所 地域支援課

☎23・1224 (平日8時30分～17時15分)



## パークアンドライド駐車場のご案内



駐車料金	サービス券あり	サービス券なし
入庫から24時間以内	100円	1,000円
入庫から48時間以内	200円	
以後48時間以上24時間ごと	プラス300円	プラス500円

※送迎利用の場合、入庫から30分以内は無料です。  
※サービス券は、八女インターバス停で高速バスを降りる際に乗務員に申し出て受け取ってください。



駐車が40台を超える日もある大好評のパークアンドライド駐車場(57台収容)

携帯でQRコードから宣言しよう!



福岡県地球温暖化マスコットキャラクターエコトン

エコトンストラップをもらおう!



# 節電の夏

## ふくおか省エネ・節電県民運動実施中

「ふくおか省エネ・節電県民運動」に取り組みませんか?

今年も電力の需給状況が厳しい中で、政府や電力会社から節電の要請が出されています。そこで福岡県では、昨年に引き続き、今年も「ふくおか省エネ・節電県民運動」を実施します!これは、県民と企業、行政が一体となって、県を挙げて省エネ・節電に係る取組を推進するものです。

事業内容は次のとおりです。  
①5つの節電基本アクションから、実施する取り組みを宣言します。※宣言方法(次の3つのいずれか一つ)  
▽携帯でQRコードから宣言。  
※右上のQRコードをご利用ください。  
▽HP(ふくおかエコライフ応援サイト)から宣言。  
▽宣言証をファクスまたは郵送で宣言。(宣言証は本庁社会

環境課、各支所市民生活福祉課、保健福祉環境事務所でお受け取りできます)

②宣言すると、県から「エコトンストラップ」が送られてきます。※昨年度のエコトンストラップは使用できませんので、改めて宣言をしてください。

③協賛企業のお店でストラップを提示すると、様々な特典が受けられます。  
④さらに、7~9月の電気使用量を昨年より削減できた世帯に、抽選で県産米、交通系ポイント(ニモカ、スゴカ)、協賛企業の提供賞品等が当たります。

※協賛企業の情報など詳しくは「ふくおかエコライフ応援サイト」(<http://www.ecofukuoka.jp>)をご覧ください。  
(抽選にあたって)

電気使用量確認のため、参加者の委任に基づき、九州電力(株)から福岡県に直接情報提供がされる仕組みとなっています。エコトンストラップとともに世帯登録用紙(委任状)が同封されています。抽選にあたっては、この世帯登録用紙の提出が必要です。

今年の夏も電力需給について厳しい状況が見込まれます。

## 『ライトダウンジャパン2012』実施中!



環境省では、地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける『CO2削減/ライトダウンキャンペーン』を実施しています。

10年目の今年は『ライトダウンジャパン2012』と称し、6月21日(木)~7月7日(土)までの期間に実施します。その中で、6月21日には「夏至の日(ブラックイルミネーション)」を実施し、夜8時~10時の2時間程度消灯していただく施設の参加を広く呼びかけました。次は、7月7日(土)[七夕(クールアースデー)]です。ぜひ、皆さまのご協力をお願いします。

皆さまのご家庭でも、照明・エアコン・テレビなど電化製品の節電にご協力ください。その際、県民運動に参加し、特典や商品を楽しみに取り組みまればよいでしょう。

また、企業向け省エネ・節電講座や、省エネルギー相談

●問い合わせ 福岡県環境部 環境保全課地球温暖化対策係  
(☎092・643・3356)

10%節電  
設定温度を2℃上げた場合

2%節電

5%節電

2%節電  
省エネモードに設定し、使用時間を2/3にした場合

2%節電

よう!

時(約1,200W)に対する削減率の目安です。長く等、十分にご注意ください。特に、ご高齢

よう!





## 台風に対する備え

八女消防本部 ( ☎ 24・1110 )

**日** 本列島には、毎年7月から10月を中心に台風が襲来し、土砂災害や河川の氾濫などの自然災害をもたらします。

昨年は台風12号により、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨により、97人の死者・行方不明者を出す結果となりました。また、同月に上陸した台風15号でも、広い範囲で暴風や記録的な大雨により、死者・行方不明者は19人にのぼりました。台風が近づく危険性が高い場合は、常に台風に関する情報や避難に関する情報に注意してください。災害発生の危険性が高まり、市や町から避難勧告や避難指示などが出された場合には、危険な状態になる前に、すぐに安全な場所へ避難しましょう。強い雨や風などによって市や町からの避難勧告等の呼び掛けが聞き取れないこともあります。テレビやラジオをチェックし、危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。また、浸水や暴風雨により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、自宅や隣接する建物の上部階へ緊急的に避難したり、崖から離れた側の部屋に移動するなど、安全を確保するため、臨機応変な対応を取りましょう。



## 今夏における節電への協力のお願い

**日** 頃より節電にご協力いただき、誠にありがとうございます。当社は、現在、原子力発電所の運転停止に伴い、電力供給力確保のため最大限の努力を行っているところですが、今夏は、昨年より皆様にご協力いただきました節電の効果を見込んだとしても、供給力が不足し、電力需給はきわめて厳しい状況となることが予想されます。このため、お客様には、大変なご不便とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、今夏におきましても、次の内容のとおり、節電へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【節電への協力のお願い】

- 需給ひっ迫が予想される、7月2日(月)～9月7日(金)の平日(8月13日～15日除く)の9時から20時について、「昨年比▼10%程度以上」の使用最大電力の節電をお願いします。
- 特に気温が高く電力需要がピークに達する時間帯(九州では13時～17時)において、重点的な節電をお願いします。

### 「緊急時の節電ご協力のお願いメール」登録のお願い

節電にご協力いただける人に予め登録いただき、電力の需給状況が大変厳しい場合、携帯電話に「緊急時の節電ご協力お願いメール」を配信します。ぜひご登録いただき、今夏の節電に、より一層のご協力をお願いいたします。

※メール配信には、携帯電話メールアドレスの登録が必要です。

携帯電話版HP <http://kyuden.jp/>

パソコン版HP <http://www.kyuden.co.jp/>

九州電力

「九州電力」で検索してください。

な節電をお願いします。  
■また、上記期間・時間帯以外につきましても、お客様の生活に支障のない範囲での節電に、引き続きご協力をお願いいたします。節電を意識するあまり、衛生面、安全面および防犯面で不適切なものとならないようご注意ください。

## 九州電力からのお知らせ

### ■ 台風時の停電情報をチェック！

台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。台風等非常災害時の停電情報は下記のホームページでもご確認いただけます。

携帯電話版ホームページ

<http://kyuden.jp>



\*2次元コード読み取り機能を搭載している携帯電話でご利用いただけます

パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

### ■ 携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。九州電力の様々なイベントや省エネの情報などもお送りします。



ずっと先まで、明るくしたい。

## ふくおか省エネ・節電県民運動

この夏は次の5つの節電基本アクションを参考に、できることから省エネ・節電に取り組んでください。

- 1 エアコン**  
室温は28℃を心がけよう！
- 2 冷蔵庫**  
冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにしよう！
- 3 照明**  
日中は不要な照明を消そう！
- 4 テレビ**  
テレビ画面の輝度を下げ、必要な時以外は消そう！
- 5 待機電力**  
リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切ろう！  
使わない電気機器のプラグを抜いて、待機電力を削減しよう！

●資源エネルギー庁資料を基に作成。節電効果は、在宅家庭の日中の最大使用電力を削減することによって得られる場合があります。適切な室温管理や水分補給に留意してください。

1万1千円分の商品券  
を1万円で購入！

## プレミアム付商品券 「はちひめ商品券」を 発行します

●販売開始日 7月7日(土)  
※7月8日(日)も販売します。  
以降は平日販売のみとなります。

●販売場所 八女商工会議  
所

●販売時間 10時～17時

●販売総額 1億7千万円

●販売金額 1冊、1万円  
で購入

※1冊は、額面500円の券  
を22枚綴り

※22枚のうち、大型店でも  
使えるのが9枚

●購入限度 1人5冊(5  
万円)まで、1世帯につき  
50万円以内

●取扱店 旧八女市内の取  
扱店で使用できます。

●問い合わせ 八女商工会  
議所 (☎22・5161)

※売り切れた時点で終了と  
なりますので、お早めにお  
買い求めください。

売切御免!



## 八女材普及促進住宅資材助成事業の実施について 八女材を使用した新築 住宅に30万円を助成

八女市は、3万1757畝の県内一の広大な森林面積を有しており、林業を市の振興発展の柱と位置づけ、林業施策の拡充を図っていくことにしています。その振興施策の一環として、八女材普及促進住宅資材助成事業を平成23年度から実施しています。

●事業の目的 木造住宅の普及拡大を促進し、八女材の需要拡大を図り、もって八女市林業の発展と木材・木造住宅関連産業の活性化を図ります。

●補助金の額 居住用の新築木造住宅に対し、30万円とする。  
●採択要件 平成24年4月1日以降着工の新築工事に限る。  
①申請者が八女市内に居住するための新築木造住宅であること。  
②事業の利用は、同一事業施行中において、1回が限度であること。  
③木造軸組工法を基本とする住宅であること。  
④床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること。  
⑤八女材の使用量が木材使用量の概ね80パーセント以上を占めていること。  
⑥原則として、八女市内の建築業者の施工であること。

●認定可能な住宅であること。

⑦年度内に完成(棟上等)確認が可能な住宅であること。  
⑧申請者および同居する親族が、市税、国民健康保険税および税外徴収金を滞納していないこと。  
また、事業の推進を図るには、設計および建築施工業者の方々の八女材利用の積極的な取り組みが重要なため、平成24年度から新たに推進補助金を交付します。

●申請者および同居する親族が、市税、国民健康保険税および税外徴収金を滞納していないこと。

●申し込み・問い合わせ 管轄の本庁・各支所で手続きをお願いします。  
▽本庁 林業振興課 林政係 (☎23・1168)  
▽黒木総合支所 産業経済課 林政係 (☎42・1116)  
▽上陽支所 建設経済課 産業観光係 (☎54・2219)  
▽立花支所 産業経済課 農林係 (☎23・4940)  
▽矢部支所 建設経済課 産業観光係 (☎47・3111)  
▽星野支所 建設経済課 産業観光係 (☎52・3114)  
※詳細は、八女市ホームページにも掲載しています。



## 公立八女総合病院からのお知らせ

### 呼吸器内科の 診療体制について

呼吸器内科の診療につきまして、ましては、諸事情により6月末日をもって休診させていただく予定でしたが、この度、診療体制の一部が整い、非常勤医師による外来診療については行えるようになりますのでお知らせします。

なお、常勤医師が不在のために、入院加療が必要な患者様等、症状によっては他の医療機関を紹介させていただきます。ご承知いただけますようお願いいたします。

地域の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後とも、急性期医療を担う中核病院としての使命を果たすべく、一日も早い診療体制の改善に向け全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当院診療支援課(☎23・4131)まで遠慮なくお問い合わせください。

公立八女総合病院  
企業長 吉田 博



# 黒木小学校

八女市黒木町桑原26番地 (☎42・0039)

明治8年に創立された黒木小学校は、初代校長の漢学者・江崎濟先生以来、地域に根ざした教育が脈々と引き継がれ、国家を担う多くの逸材や文化人を輩出してきた137年の歴史と伝統のある学校です。

## ★学校の教育目標

**知育**「確かな学力と主体的な学習態度を身につけた子ども」  
**徳育**「仲良く助け合い、自他ともに大切にできる子ども」  
**体育**「健康で、たくましい体力と氣力を身につけた子ども」

これらを目標に、「すくすく学力向上プラン」「さわやかハートプラン」「すこやか元氣プラン」を作成し、知・徳・体のバランスの取れた子どもの育成を図っています。

子どもたちは、「学習・あいさつ・健康」の三つの一流を目指した目標を持って、自分を高める努力をしています。瞳をきらきらと輝かせて学ぶ姿、いつでも・どこでも・誰にでも気持ちを入れてあいさつをしている姿、元気に運動場で躍動する姿に、育ちの高まりが感じられます。

## ★本校教育の特色

黒木の人・もの・ことと交流し、郷土に学ぶ教育活動です。  
 ●低学年のころから黒木の豊かな



神酒召せの式での八女茶山唄の披露



「黒木の四季」での太鼓の披露

自然や商店街、公共施設、学びの館等を訪れ、自然や文化・歴史、先人たちの生き方に学ぶ郷土学習を6年間系統的に行っています。  
 ●4・5年生は伝統の藤を一人一鉢丹精込めて育て、つぼみが膨らみ始めるころ、校内の各教室や地域の公共施設、お世話になっている所へ日ごろのお礼を込めて、鉢を届けに行きます。  
 ●黒木町の伝統的な行事「藤の花神酒召せの式」や團伊玖磨氏を偲ぶ「たご汁忌」では6年生が代表として参加し、八女茶山唄等の披露を、学校行事「黒木の四季」では各学年が地域の先生方から専門的な指導を受けた民謡や太鼓・舞踊等の素晴らしい成果を披露します。  
 このような教育活動を通して伝統を守り、黒木を愛し黒木の未来を拓く心豊かな子どもたちが健やかに育っています。

●校長 今村辰子 ●職員数 20人 ●学級数 9 ●児童数 203人

# 市税は納期限内に納めましょう。市では随時、相談を受け付けています。

## ◆自主納税

市税は、納税者の皆さまが定められた期限(納期限)までに、自主的に納めていただくことが原則となっています。

## ◆口座振替

便利で確実な口座振替をお勧めします。申込書に必要事項を記入され、口座届出印を押印のうえ取扱金融機関へご提出ください。一度手続きされると毎年自動的に更新されますが、納税義務者等が変わられた時は、新たに手続きが必要です。

## ◆延長窓口

毎週水曜日に19時まで延長窓口を開設しています。仕事などの都合により、開庁時間内に市税の納付や納税相談などできない人はご利用ください。

## 【延滞金とは】

督促状や電話での催告など再三の納付依頼に応じられない場合は、延滞金が増算され、滞納処分の問題が生じてきますので、早めにご相談ください。

延滞金は、納める税額に納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、年14・6%の割合で計算されます。ただし、納期限の翌日から1か月を過ぎる日までは7・3%(平成12年1月1日以降は、各年の11月末日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(いわゆる公定歩合)に4%を加算した割合が年7・3%に満たない場合はその割合)の割合で計算されます。

※平成24年中は4・3%  
**【滞納処分とは】**  
 督促状や催告書等で納付を促しています。納税者がまったく納付意欲がなく納税相談もされない場合は、税負担の公平性を保つために、財産(給与、預貯金、電話加入権、不動産ほか)を調査し、差し押さえによる滞納処分が進められますので、早めにご相談ください。

この場合は、財産の調査のため滞納者の勤務先や取引先への調査を行い、自宅などの搜索をすることもあります。  
 差し押さえた財産(動産・不動産)はインターネット公売などで換価され、滞納している市税などに充当するなどの滞納整理を進めます。  
**こんな時は相談を・・・**  
 ▽風水害、火災そのほかの災害を受けた場合  
 ▽病気にかかり、または負傷した場合  
 ▽失業または事業を廃止した場合

このように、納期限内に納税できない特別な事情がある人は、お早めにご相談ください。ご事情によっては納税猶予などの制度の適用が受けられる場合もあります。督促状を放置したり、督促状や催告書などを見逃したりしても税金はなくなりませんし、問題の解決にもなりません。お困りの際には、お早めにぜひご相談ください。  
**問い合わせ** 納税課納税推進係 (☎2260・2906)

# 私にとって人権問題とは

7月、同和教育啓発強調月間。同和教育問題をはじめとする様々な人権問題に対して、福岡県をあげてその解決に向けて考えていこうという節目の月です。八女市においても、街頭啓発や講演会など、色々な取り組みを行っています。しかし、最も力になるのは、市民自らがそれに取り組んでいくことではないかと思っています。

そこで今回は、地域の中で、自主的な活動に取り組んである3人の方にお集まりいただき、その取り組みや思いを語り合っていました。



- ◆出席者(順不同・敬称略)  
 〈写真右から〉  
 ○人権を守る岡山の会会長 松延 強<sup>つよし</sup>  
 ○真宗大谷派浄慈寺(立花町白木)住職・島村宣 澄<sup>せんちよう</sup>  
 ○教育部人権・同和教育課長(司会)井上 明  
 ○立花日本語学級スタッフ 青木初美<sup>はつみ</sup>



岡山校区ふれあい秋まつり

—まず、皆さんの活動についてお聞かせください

**松延** 最も大きな活動としては、校区ふれあい秋まつりに参加し、交流を図ることです。この時に、岡山小の児童・保護者から募集した人権標語を書いた団扇<sup>うちわ</sup>を配布していますが、大変好評です。また、年に1回ですが、各方面から講師をお招きし、人権講演会を実施して人権意識の高揚にも努めています。岡山小の6年生に話をすることもあります。「地域のおとなの人たちも、これだけ人権を大切にしている活動をしているんだよ」と。子どもたちも興味を持って聞いてくれています。

**青木** 立花隣保館で行われている月2回の日本語教室に、4年間スタッフとして関わっています。参加されている方は、ベトナムやフィリピン、中国等から結婚を機に日本へ来られた外国人女性がほとんどです。日本語の勉強以外にも、母国料理の食事会や地域の子ども会行事に参加して、日本の文化に親しむ機会などを持っています。ティータイムでは、日本語での会話から笑いが生まれるような楽しい教室です。

**島村** 25歳から約20年間、旧立花町の隣保館長として部落問題に関わってきました。識字学級には、今も関わりを持たせてもらっています。部落問題は自分の歩みの原点であるとも言えます。毎日の生活の中では、一宗



立花日本語教室のみなさん(奥一番右が青木さん)

教者として、門徒さんや法事での話の中で、かけがえない命(生きること)にどう向き合うかということはもちろんですが、具体的に今、目の前に起こっている課題を取り上げて話すこともあります。例えば農業や食の安全等の身近な問題や、靖国問題、ハンセン病、原発問題などなど。日常的課題を自分の立場で、人権という視点で学習活動を続けています。

—取り組みを始められたきっかけは?

**松延** 人権を守る岡山の会は、八幡校区を参考とし平成5年に結成されました。結成当初は地元各団体を中心に構成され、平成21年度に私も行政区長として会の一員に加わりました。会の活動を通じて、色々な講演会で話を聞いたり、被差別部落の方から話を聞く機会を得るうちに、人権問題についてもっと知りたい、学びたいという気持ちが生まれ、今に至っています。今後は個人会員をもっと



# 人権のまちづくり市民の集い」を開催します

## 八女会場（おりなす八女）

♥日時 7月7日(土)13時30分  
♥内容 講演「自分らしく生きる」／講師 山本華世さん（テレビキャスター）



## 立花会場（立花市民センター）

♥日時 7月21日(土)13時30分  
♥内容 講演「新ちゃんのお笑い人権高座」／講師 露の新治さん（落語家）



八女市では、同和問題をはじめ様々な人権問題を市民のみならずと考へ、解決に向けて「人権のまちづくり市民の集い」を開催します。

## 黒木会場（黒木開発センター）

♥日時 7月29日(日)13時30分  
♥内容 講演「玲子、しっかり生きています」／講師 徳永玲子さん（テレビキャスター）



## 7月は「同和問題啓発強調月間」および「社会を明るくする運動月間」

「社会を明るくする運動」はすべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪は社会の重大な関心事になっています。刑法犯の認知件数は平成14年のピークを過ぎたあと現在は減少傾向にあるものの、その数は依然として高水準で推移しています。特に一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員および再犯率は、近年増加・上昇傾向にあります。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。

住民の皆様が、少年非行の実態を認識して、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちや非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。（八女保護区保護司会）

増やしていきたいですね。  
**青木** 知人から誘われて、教室の見学に行ったことですね。最初は少しでも役に立ちたいと参加するようになったのですが、今では逆に、元気をもらっています。  
**島村** 私の出発点は、親鸞聖人の教えです。当時の被差別の人たちの中に、具体的に寝食をともしながら生きていった、そこにいる人たちの救いという事を教えの中心に据えて生涯を歩んだ人が親鸞聖人です。また、学生時代に部落差別問題との出会いがあったことが一つの大きな縁で、その後、隣保館での被差別部落の人たちとの出会いの中で、被差別ゆえに

ある意味では逆に人間の温かさとか、尊ぶことなど、いろんな人の生き方から学ばせていただきました。  
——差別をなくすために必要なことは何でしょうか  
**松延** 本当のことを知る、正しく学ぶことが大切だと思います。知る機会、学ぶ機会を持ってもらうためにも、会の活動を広げていきたい。一人一人ができることをやっていくことが重要なのではないのでしょうか。  
**青木** 今、市内でも随分と外国人の方を見かける機会が多くなりました。もはや外国人の人権問題は、他人事ではなく、身近な人権問題だと思いますね。「外国人」ではなく「二人の

人間」としての尊厳を大切にされる、「日本に来てよかった」と感じられるような社会を目指して、これからも自分にできることを続けていきたいと思えます。  
**島村** 学んだことは返していかなければなりません。自分のフィールドの中に色々な課題があるはずですが、学んだものの責任として発信していくとか、変革していくとか。無理せず自分の目線で、息長くやっていくことが重要だと思います。  
《座談会に参加して》  
人は、一人では生きていきません。いろんな人たちと出会い、お互いを認め合うほっとした温かい関係が生ま

れてこそ、安心して生きることができると思えます。みんな、そんな力を持っている。そのような人に対するやさしさ、力強さを学ばせていただいたひとときでした（井上）



立花隣保館識字学級の様子（奥左側が島村さん）

# 65歳以上の皆さんの

# 介護保険料を お知らせします

平成24年度の  
納入通知書は  
7月中に送付  
します

※基準額 4,700円(月額)

所得段階	対象者	保険料率	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	28,200円
第2段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.50	28,200円
第3段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (第1段階・2段階以外の人)	基準額 ×0.75	42,300円
第4段階	●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.90	50,760円
第5段階 (基準額)	●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (第4段階以外の人)	基準額 ×1.00	56,400円
第6段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が125万円未満)	基準額 ×1.15	64,860円
第7段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満)	基準額 ×1.25	70,500円
第8段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満)	基準額 ×1.50	84,600円
第9段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が300万円以上)	基準額 ×1.75	98,700円

## 平成24年度から介護保険料が変わりました！

介護保険制度は、施行から12年が経過し、介護サービス利用者や介護給付費が年々増加するなど、社会保障制度として定着してきました。その反面、介護給付費の伸びが全国的な問題となつていきます。そして、今後さらに高齢化の進展が見込まれます。介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。市の介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付へ皆様のご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ 介護長寿課介護認定係 (☎23・1353)



### ●保険料は9段階

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、9段階に分かれています。平成24～26年度の八女市の基準額は4700円(月額)になります。あなたがどの段階になるかは、上の図をご覧ください。

### ●保険料の納付方法は

▼年金から天引き(特別徴収)  
介護保険料を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。年金が年額18万円以上支払われている人は、あらかじめ年金から天引きされます。

▼納付書や口座振替での納付(普通徴収)  
年金が年額18万円未満の人や、年度途中で65歳になられた人、ほかの市町村から転入されてきた人などは、市から送付される納付書で納めてください。

### ●口座振替が便利です！

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月以降は口座から振替ができて便利で安心です。

●保険料の納付書 ●預金通帳  
●印鑑(通帳の届出印)

以上の3つを持って、金融機関で手続きしてください。

### ●保険料を納めるのが困難な場合は

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに介護長寿課に相談してください。次のいずれかに該当する場合、減額されることがあります。

- ①災害で著しい損害を受けた。
- ②主たる生計者の所得が激減した。
- ③生活保護法で定める基準以下の収入で、現に生活保護を受けていない。

### ●介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請をして「介護や支援

### ●保険料を納めないでいると

が必要ない状態である」と認定される必要があります。介護保険被保険者証(黄色)を窓口までご持参ください。申請受付は、介護長寿課および各支所の介護保険担当課で行っています。

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような給付制限が適用されることがあります。

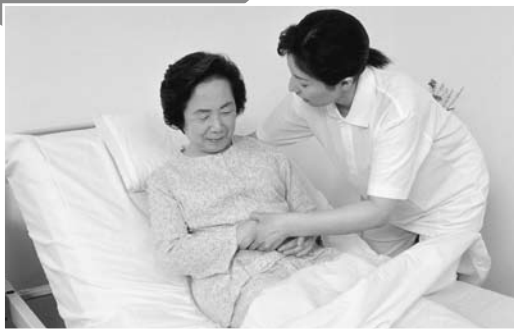
- 1年以上…介護サービスにかかった費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。
- 1年6か月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。
- 2年以上…介護サービスの自己負担分が、通常の1割から3割に引き上げられます。未納期間が長いほど、この期間も長くなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときに負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。



申請はお済みですか？

# 高額介護サービス費 支給申請



支払った1割の自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。ただし、払い戻しができるのは申請月からさかのぼって2年以内となります。

<b>住民税課税世帯</b> (下記の区分に該当しない人)	世帯 37,200円/月
<b>住民税非課税世帯</b>	世帯 24,600円/月
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>●住民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人</li> </ul>	個人 15,000円/月
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給者</li> <li>●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月

※上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。

※同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の場合は、世帯合算ができます。  
(例) 夫は介護保険施設に入所し、妻はデイケアを利用中など

※該当すると思われる人に対してのみ、市から高額介護サービス費支給申請書を送付します。なお、一度申請していただくと、それ以降は毎月申請する必要はなくなり、高額介護サービス費の支給が発生した場合には、指定口座へ自動的に振り込みをします。その際に、支給対象者には振り込み前に決定通知書を交付します。

●手続きに必要なもの

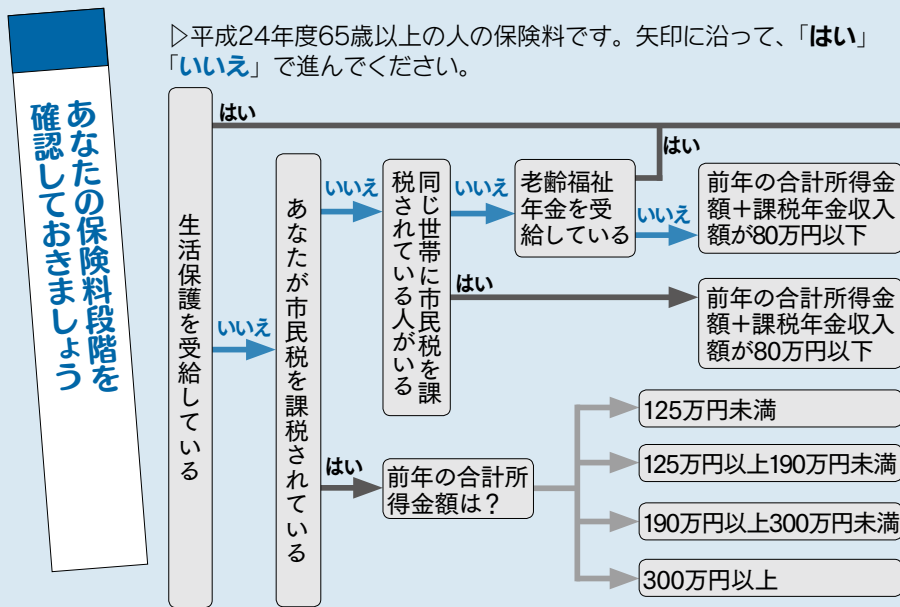
- ①介護保険証(写し可) ②印鑑 ③通帳

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

介護長寿課介護サービス係

(☎ 23・2545)

▷平成24年度65歳以上の人の保険料です。矢印に沿って、「はい」「いいえ」で進んでください。



## 介護保険料

### 介護保険料特別徴収を平準化します

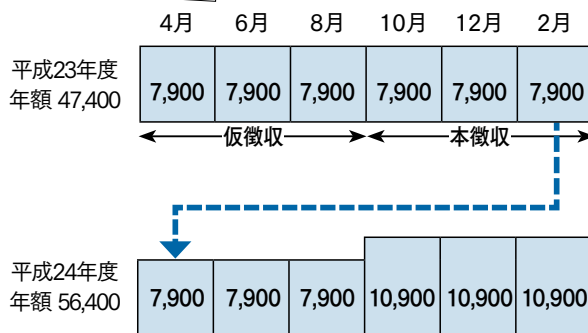
介護保険料の特別徴収は仮徴収と本徴収に分かれており、通常下記のように納めていただきます。

▶**仮徴収**…前年の所得が確定していないため、4・6・8月は、前年度の2月と同じ額を仮に納めていただきます。

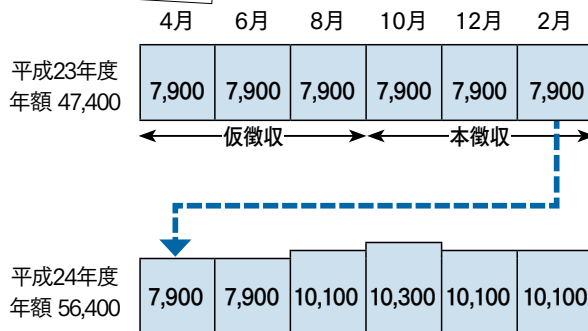
▶**本徴収**…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

本年度は保険料の見直しの年度で保険料が上昇していますので、なるべく急激な上昇をさけるよう8月以降の4回で徴収額を調整しています。

#### 平準化しない場合



#### 平準化する場合



※上記のグラフは第5段階の人をモデルにしています。

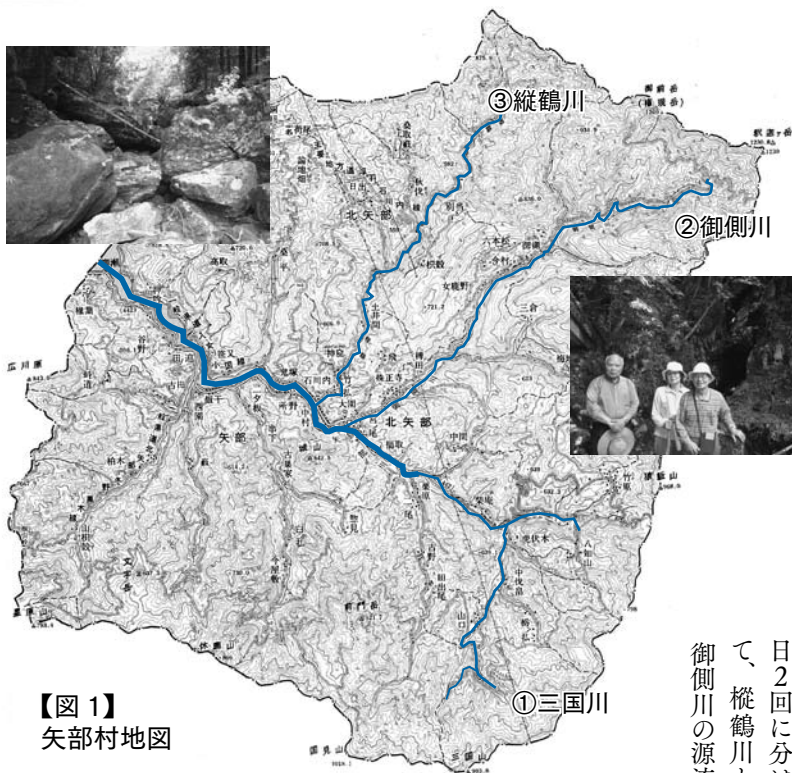
# 矢部川物語 (1) 源流を訪ねて

豊かなる矢部川の源流をたどる

私たちの八女地方を流れる矢部川は、三つの源流から成っています。矢部南部の三国山(993m)から発した川筋が合流しています。中でも山口地区を流れる三国川①が本流となります。これと中央部に位置する御前岳(1209m)積迦岳(1230m)から流れる御側川②が宮ノ尾で合流し、さらに500m下った所で矢部村北部の山々から流れ出た縦鶴川③を合わせて矢部川を作ります。ここから約2キロ下流し、飯干に来て日向神ダム流入となります。(図1)



5月のある日2回に分けて、縦鶴川と御側川の源流



【図1】 矢部村地図

を訪ねました。縦鶴川は水量も多くゆったりと流れていました。御側川では広く岩石の転がる中に、八ッ滝が豪快に水を落としていました。2回目は本流の源流を訪ねました。国道442号線を県境方向に進み、竹原に向かう大きな迂回路からすぐ右手に行くのと奥の院です。八知山の北方になります。稲荷社が祀られる急な小道を進むと、高い岩盤から流れ出る滝に出会います。岩陰で暗い中に、水量豊かな八知の滝がありました。源流の一つです。さらに八知山中腹を南へ、整備された林道を三国山へと進むと、2〜3m位の磐が転がる三国川上流に出ました。地元の内者佐藤一則さんは「昔は国境の川で、この辺に一里石(里程標識柳川から15里)の標石があるはずだ」と言われましたが、標石探しは取り止めました。山を下り山口地区に向かう途中に、家庭の飲料水を取るホースが据えられているのが印象的でした。

## 古くより重要だった水源地帯

話は藩政時代のことになります。この川は御境川と呼ばれました。右岸が久留米藩、左岸は柳川藩に分割されました。立花宗茂が柳川に再封(1620)された時からの国割りです。元和7年(1621)の国割りでは、上妻郡割り定には次のように決められています。

一、村は大河切、田畑は互いに川を越え入り組み候とも、村へ前々の如く付け申す事。付り、大河は双方半分半分のこととあるように、矢部と北矢部とに分れました。しかし川幅は狭いし、耕作も入り組んでいるので、人の行き来はできたようです。その証拠に臨時の丸太を組んだ架け橋(びたびた橋)は矢部村に一番多かったと言うことです。詩人で矢部村在住の椎窓猛さんはその詩集『山峡木契録』で源流の様子を「岩を嘯むような激しい流れ」と言い、中流では「なんと穏やかな筑後訛りの水の流れ」と詠まれています。そこには豊かな自然と平和な暮らしが読み取れるようです。

矢部川の源流地帯には官山と呼ばれた国有林があります。以前は藩が所有していたからでしょう。北部の縦鶴川源流地帯には縦鶴官山、東部の御側川源流地帯は御側官山、南部の三国川源流地帯は正粉官山で国有林です。日田営林署が管轄しています。他国と境を接するところでは境界をめぐっての争いもありました。800町歩におよぶ八ッ滝山林の去就をめぐるもめごとです。文政2年(1819)7月、北矢部の人たちが筑後玄蕃領として伐採したところ、前津江方から八ッ滝山林は豊後領内であると抗議してきました。これを八ッ滝事件といいます。日田代官所では決着がつかず、江戸表での訴訟となりました。双方が提出した資料を吟味したところ、豊後側は天平年間の地図、筑後側は元禄年間(1693)の地図を元にしていました。実測したところ境界がはっきりして、筑後領ということになりました。

また水源地帯では、木を伐ることに厳しい掟がありました。『谷川組御用日記』には次のような記録があります。無断で御用林伐採の咎の判決です。元治2年(1865)6月、右の者共儀、城山と申す御山において薪木盗伐致し候段聞き届け候。御山の儀は厳敷き御法もこれ有り、規度相守り申す可きの処、その儀これ無く不届きの至りに候。就いては申し付け候次第これ有りとも、この節迄は容赦を加え過料と為し、杉6千本を差し立て申し付け候。庄屋預け差し免じ候。向後急度相慎む可き者也」

このように山林を無断で伐採することは固く禁ぜられました。山林の保水力を強くするため、昔から御法は守られてきたのです。貴重な水を蓄える山林は大切に守り、後世に伝えていかなければなりません。「元気な水が元気な魚介類を育てる」と言うことで、柳川地方から毎年森林の下草刈に来ている話も聞くことができました。

立花町 平島 格

(案内者) 椎窓猛さん・山口久幸さん・佐藤一則さん(参考文献・矢部村誌・谷川組御用日記)



**日** 本の風土を特徴づける「祭り」。祭りには、地域を一瞬にして賑やかな空間に変え、人々を晴れやかな気持ちにさせる不思議な力があります。五穀豊穡、無病息災、家内安全など豊かな恵みや幸せをもたらす祖霊に祈り、感謝を捧げてきた先人たちの思いが脈々と受け継がれていくものです。

しかし、急激な社会環境の変化により、祭りの継承が難しくなり、八女の各地でも消えざるを得なかつた祭り、休眠する祭りが数多くあります。今回取り上げました『松尾風流』もその一つ。子

横町町家  
交流館  
7月の催し

**松尾の風流**  
先人の思いを、  
今一度



どもが主役の祭り、「祭りに育てられ、祭りに生き、故郷に生きた」風流の音が聞こえるようです。

このような『祭り』のあつたこと、祭りに生きた村人たちの思いの『火』を一日も早く復活させていけるよう市民全体で考えていくときかもしれません。一人でも多くの皆様に、懐かしい故郷の祭りの情景がよみがえります事を願いながら、お出かけをお待ちしています。

- 期間 7月3日(火)～29日(日)
- 会場 横町町家交流館
- 問い合わせ 同館

(☎23・4311)

**上陽祇園祭**

7/15  
日

● 問い合わせ = 八女市商工会  
上陽支所 (☎54・2851)

★ 祈願祭 = 7月15日(日)10時～須賀神社

★ おみこし巡幸 = 15時30分～17時ごろまで  
幼児・小中学生・商工会青年部・10基・総勢330人が参加します。

《コース》上陽公民館→上陽支所前道路→保健センター前広場→上陽支所前道路→上陽公民館

※ 子ども法被渡しは14時30分から上陽公民館で行います。

★ イベント「花火だよ全員集合」(保健センター前広場)

18:00～オープニング / 18:10 ダンススクール NEW CHILDREN'S / 18:40カラオケ大会 / 19:20～チャリティ抽選会 / 20:00～陽の上太鼓



7.15  
日

**納涼  
花火大会**

観覧場所 上陽保健センター前広場

※ 19時30分から花火終了まで大門口柴尾線の一部および旧国鉄北川内駅前線と堂山1線を交通規制します。※雨天等天候により延期の場合は7月16日(祝)

1,000発  
の花火

祇園祭(星野)  
こっぱげ面

期日 = 7月11日(水)  
7月14日(土)、15日(日)



祇園祭(黒木)

《おみこし》

期日 7月20日(金)21日(土)

《黒木納涼花火大会》

期日 7月22日(日)20時  
場所 大藤対岸

矢部川物語

● 期日 9月15日(土)

● 場所 宮野公園

(へんがら村横)

● 詳細は広報やめ8月1日号  
でお知らせします。

● 問い合わせ 矢部川物語  
実行委員会事務局(地域  
支援課 ☎23・1224)



ふるさと支援寄附のお礼  
(敬称略)

● その他市長が必要と認める特定の事業 匿名4件  
● 5月末現在累計額 1532万1304円

寄附のお礼(敬称略)

- 岡山小学校へ
- 岡山小学校父母教師会 給食用配膳台12台
- 立花小学校へ
- 光友キッズクラブ 一輪車6台
- 星野小学校へ
- 平成23年度第5回星野小卒業生一同 CDミニコンポ

キリトリセン

郵便はがき

8 3 4 8 7 9 0

料金受取人払

八女支店  
承認

差出有効期限  
平成25年6月  
30日まで

(切手不用)

〈受取人〉  
八女市本町647番地

八女市長 行



8 3 4 8 7 9 0

7

ご住所	
(フリガナ) お名前	掲載時 (氏名掲載可・匿名希望)
年齢	歳 (性別) 男・女
	☎

※紙上匿名を希望する人も、上の欄を必ずご記入ください。  
(八女市広報 H24.7)

キリトリセン

# 市民の 声 voice

皆さんからの写真、イラスト、詩、俳句、身辺雑記、市へのご意見や質問などの投稿をお待ちしています。

## 八女インターバス停にスロープを

八女インターバス停は福岡空港をよく利用します。最近ではキャリーバッグが重くなり、一般道の入口から高速バス停までが急階段であり、高齢のため運搬に苦勞します。そこでお願いですが、階段の中央部分を50〜60センチスロープに改造していただけないでしょうか。キャリーバッグのキャスターを使い、運搬が楽になると思います。入口の停止柵も、キャリーバッグが入る程度に広くなれば幸いです。  
(70代・男性)

## 紫苑の会

山裾の黛元訪ふやほととぎす  
葉隠の里は麦秋夕暮るる  
刻々に昏れて一ト筋螢の火  
翡翠の一闪に会ふ湖畔かな  
鐘の音や一目千本つゝじ寺  
楠若葉むせるがごとき宮の杜

井上トシ子  
牛島 景子  
堤 多鶴子  
中川原篤子  
松延みさと  
松崎 伸子

八女インターバス停の入口が狭く、階段が急なことで、大変ご不便をおかけしています。高速バス停は、八女市と福岡都市圏・九州各地をつなぐ大切な玄関口として、市民や訪問者が快適に利用できるようにしなければと考えています。平成23年度には西鉄と協力して専用駐車場の整備や定期券、回数券の発行などに取り組んできましたが、バス停そのものは昭和48年建設当時のままで、急階段であり上り下りのバス停も離れているため、使いづらい状況です。今後さらに使いやすい高速バスになるよう、様々な事業を検討していきます。今後ともご意見をよろしくお願いします。  
(地域支援課)

## 戦国時代の山下城跡の 保護・保存を

立花町にある戦国時代の山下城跡が、行政の保護・保存・公開等の手をまったく受けていないことに驚いています。大正10年に地元青年会が建てた碑のみです。尋ねて来られる人が非常に多いのに、案内板・説明板もなく困っているとも聞きます。周辺の調査をし、必要な部分を買収し、城跡をだれでも見学できるようにしてほしいです。(60代男性)

お手紙、ありがとうございます。文化財係としても、市内に所在する城跡等に対して何らかの対応をしなければと考えています。一つの手段として、城跡をリストアップし、見学者の利用度を勘案し

キリトリセン  
(八女市広報H 24.7)

## あなたの声を届けてください！

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。意見・提案・苦言・提言などお寄せください。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。

キリトリセン

ながら保護措置・案内板等の設置を行うなど検討しています。しかしながら市内所在の史跡や中世から戦国時代に相当する遺跡は相当数に上るものと思われまます。山下城周辺においては造成工事の事前調査として周辺の発掘調査を実施する予定です。今後は調査結果を基として、山下城見学の利便性の向上を検討しようと思います。  
(文化課)

## あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。はがきやファクス、メール、本庁および各支所に設置している市政目安箱などを利用してお寄せください。お寄せいただ

いたご意見の趣旨は、個人が特定できるようなことのように、個人情報取り扱いに十分注意した上で紙面およびホームページで紹介させていただく場合がありますのでご了承ください。

また、建設的なご意見やご提案については、市長や担当課などから直接ご本人へ回答もしますので住所・氏名・電話番号等連絡先の記入をお願いします。

なお、次のいずれかに該当するものについては対応できない場合があります。

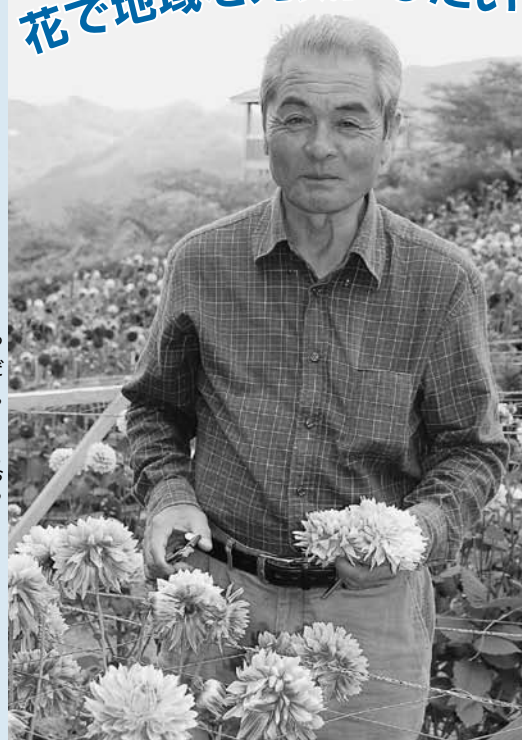
▽特定の個人を誹謗、中傷、非難するなどしているもの  
▽公の秩序または善良の風俗に反するもの  
▽明らかに営利を目的としているもの  
▽趣旨が不明確もしくは不明なもの  
▽その他、市が不適当と判断するもの

●市長室直通ファクスも無料でご利用いただけます。  
0120・24・4554 (フリーダイヤル)  
問い合わせ＝市長公室秘書広報係 (☎23・1110)



星野村池の山の頂上、はるか四方の山々を見渡せる場所にある「星の花公園」。7畝の敷地の中に、春には1万5千本のシヤクナゲが咲き誇り、初夏から秋にかけては2百種類・1万株のダリアが訪れる人の目を楽しませています。一面の花畑は歩くごとに風景が変わります。絶景に魅せられ山を買い取り、12年の歳月をかけて自力で花公園を作り上げていった足達さん。シヤクナゲの季節以外に楽しめる花々と試行錯誤の中、知り合いの花農家の勧めにより1年前からダリアを植えました。本来、ダリアの開花は夏から秋。一足早く楽しんでもらおうと1月中旬からハウスで育てたものを、種類ごとに公園に移植しています。訪れた人からは「あまりの美しさ、種類の多さにびっくり。周りの風景も素晴らしい」

## 花で地域を元気にしたい



星の花公園代表

足達 あだち

透さん とある (星野)

本業は木材会社。「切羽詰まりが挑戦になる。前進しかない」と花公園にチャレンジ。「花の手入れは朝早くから夕方まで。一生続けているんじゃないでしょうか」

と感嘆の声が上がっています。「多くの人に星野村を訪れていただきたい、それが地域の活性化につながればとの思いで花公園を作りました。標高5百メートルの景色と花を見て、皆さん笑顔になって帰られる。また来たいと思っていただけ。それが何よりもうれしいです。家族で楽しんでいただけると、家園内には木彫りの動物園もあります」と笑顔で語る足達さん。毎年新しい品種が出るダリアに、「ぜひ星のように金色に輝くダリアを作りたい」と意欲を燃やします。

星の花公園のダリアは7月になつてから見ごろを迎え、秋にはこぼれるほど見事に満開を迎えます。

【初夏のダリア祭】 ●期日 7月16日  
 (祝) ※開花状況により変更あり ●料  
 金 中学生以上500円、小学生200円  
 ●問い合わせ 同園 ☎52・3487

## 7月

★7月の館内整理日は27日(金)★

《本館の休館日》※月曜・館内整理日  
2月, 9月, 23月, 27(金), 30月

《上陽・立花・矢部・星野分館の休館日》  
※月曜・祝・休日・館内整理日  
2月, 9月, 16(祝), 23月, 27(金), 30月

《黒木分館の休館日》※火曜・祝・休日・館内整理日  
3(火), 10(火), 16(祝), 17(火), 24(火), 27(金), 31(火)

## 7月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504  
 ※本館の開館時間＝平日 10時～20時  
 土日祝 10時～18時

上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258  
 黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120  
 立花分館 ☎37・1522  
 ※分館の開館時間＝9時～17時30分

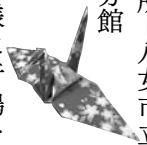
ホームページ [www.library.yame.fukuoka.jp](http://www.library.yame.fukuoka.jp)



●楽しいおはなしの世界へようこそ！

おはなしボランティアの皆さんによる手づくりのあったかいおはなし会です。皆さんのご参加をお待ちしています。

●日時 7月28日(土) 10時30分  
 ●場所 八女市立図書館立花分館  
 折鶴に願いを込めて



市民の皆様には折鶴を折っていただき、星野村「平和の塔」に平和の祈りとして捧げますので、ご協力をお願いします。図書館のカウンターに折り紙を準備しています。

### なつやすみスタンプラリー

図書館の本を借りて、

7月のよみきかせ  
 絵本や紙芝居など親子でお楽しみください。

●本館 7日, 14日, 21日, 28日, ※いずれも土曜日 14時から、おはなしコーナー  
 ●黒木分館 14日(土) 14時～おはなしコーナー

### 7月のあかちゃんよみきかせ

0歳～2歳児対象によみきかせやわらべうたなど。  
 ●本館 21日(土) 11時～おはなしコーナー  
 ●黒木分館 26日(木) 11時～おはなしコーナー

スタンプを全部集めた人に、素敵なプレゼントをさしあげます。

●期間 7月21日(土)～9月2日(日) ●場所 八女市立図書館本館・各分館  
 わくわく映画会  
 映画(16ミリ)を観てわくわくしよう!

図書館でアニメ映画の上映会をします。(申し込み不要)

●日時 8月5日(日) 14時  
 ●場所 八女市立図書館本館2階

### 自由研究おたすけ隊

夏休みの自由研究のヒントとなる資料を展示します。

●期間 7月1日(日)～8月30日(木) ●場所 八女市立図書館本館・各分館

# 平成24年度 国民健康保険税のお知らせ

## 平成24年度の国民健康保険税

注「特定世帯」  
75歳到達などにより国民健康保険を脱退して後期高齢者医療保険に加入した人が引き続き同一世帯に属しており、現在の国保加入者が1人の世帯（世帯主変更があった場合は非該当）

▼平成24年度国民健康保険税率表

	医療分	介護分	支援分
所得割 (H23年中の所得-33万円) ×	7.2% ア	2.2% オ	2.7% ク
資産割 H24年度固定資産税額 ×	17.0% イ	—	—
均等割 被保険者1人当たり	23,000円 ウ	8,000円 力	7,300円 ケ
平等割 1世帯当たり ※特定世帯は ( ) の額を減額	22,000円 エ (11,000円)	7,000円 キ	7,000円 コ (3,500円)
限度額	Ⓐ 510,000円	Ⓑ 120,000円	Ⓒ 140,000円

※ア～ウおよびク・ケの額はすべての被保険者ごとに、オ・カの額は40歳から64歳の被保険者ごとに計算した額の合計額となります。

★40歳から64歳の加入者がいない世帯の最高額……65万円 (Ⓐ + Ⓢ)

★40歳から64歳の被保険者がいる世帯の最高額……77万円 (Ⓐ + Ⓑ + Ⓢ)

世帯主（納税義務者）に課税される保険税は、世帯の国民健康保険加入者全員の「医療分」および「後期高齢者支援金分」（以下、「支援分」）の所得割・資産割（医療分のみ）・均等割・平等割の合計で、40歳から64歳の被保険者（介護保険の第2号被保険者）に該当する人がいる世帯の保険税は、これに「介護分」を加えた額となります。

第1期にお届けする納税通知書は、平成24年4月から平成25年3月までの1年間の保険税額をお知らせし、7月から3月までの9期（特別徴収の世帯は年金支給月の6期）に分けて納めていただくようお願いするものです。ただし、4月1日から7月2日までに異動届（出生・死亡・転入・転出・社保離脱・社保加入など）を提出された世帯は、その異動届により更正（月割計算）を行った税額となっています。また、7月以降に提出された異動届分については、各月おおよそ8日までの分は当月

に、9日以後の届出分は翌月に保険税額を更正して納付書（口座の人は通知書）を送付します。更正後の納付書が届いたときは、更正前の納付書（同じ納期限のもの）は各自で処分し、更正後の納付書で納めてください。

### 国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

次の①から③にすべて該当する国保加入者は、納付方法が普通徴収（納付書または口座振替）に替えて特別徴収（年金受給額からの自動天引き）となります。

#### ◆特別徴収の対象となる人

- ①～③のすべてに該当する人
- ①世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国保加入者全員が65歳から74歳である

※世帯主が会社の健康保険や共済組合加入者、後期高齢者医療保険加入者（年度途中で75歳到達による途中加入を含む）の場合は該当しません。

②国保世帯主が年額18万円以上

上の年金を受給している

③国保世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、国保世帯主の「介護保険料十国保税」合計額が「年金支給額の2分の1」を超えない

今年度初めて特別徴収に該当する納税義務者は、第1期・第2期・第3期（7月・8月・9月）を普通徴収で納付し、第4期～第9期分の金額を年金支給月（10月・12月・2月）の3回に分けて特別徴収で納付することになります。昨年

から特別徴収となっていない人は、所得確定前に24年2月に徴収された額と同じ額で仮徴収（4・6・8月）が行われ、前年度の所得確定後に仮徴収分を差し引いた額を3期（10・12・2月）に分けて納税することになります。

#### ◎年金天引きの停止を希望される人へ（口座振替の人）

現在、すでに国保税が年金天引きの世帯、または10月から納付方法が口座振替から年金天引きに変わる世帯で、年金天引きの停止を希望される世帯は、納付方法変更申請に

より、申請月の2か月後以降の年金天引きを停止し、指定口座からの引き落としとなります（ただし、これまで国保税を納付書で納めていた人は、先に金融機関で国民健康保険税の口座振替の申込をする必要があります）。

申請は印鑑持参のうえ、市役所市民課国保年金係または各支所国保担当の窓口で行ってください。10月からの天引きの中止を希望する場合は7月31日（火）までに手続きをお願いします。

※特別徴収になる世帯は7月にお送りする納税通知書に特別徴収税額（10月・12月・2月、翌4月）が記載されています。

#### ●非自発的失業者の軽減

※平成22年4月1日から軽減適用  
平成21年3月31日以降に、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた場合は、申請により平成22年度分からの所得割が一部軽減される場合があります。（軽減期間＝1年～2年間）

■対象となる人 離職日の翌日から翌年度末までの期間に



において、特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として求職者給付を受ける人。

※「雇用保険受給資格者証」（ハローワークで発行）の離職理由欄の離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人。

※ただし、右記に該当する場合でも、高年齢受給資格者証（65歳到達以後の離職）の人および特例受給資格者（短期雇用特例被保険者の離職）の人は対象となりません。

■ **軽減期間** 離職日（平成21年3月31日以降の離職日）から翌年度末までの期間

※年度途中で会社の健康保険に加入するなど国民健康保険でなくなった場合は終了します。

【例】▽平成24年3月31日〜平成25年3月30日に離職の場合  
 Ⅱ 離職日翌日から平成25年度末までの最大2年間

■ **軽減を受けるためには**

『雇用保険受給資格者証』と印鑑を持参のうえ、市民課国民年金係（または各支所の国保担当窓口）で申請してください。

6月までに申請書を提出されている場合は、軽減後の額で国民健康保険税の通知を送付

しています。7月以降に申請された場合は後日、保険税の変更通知を送付します。

75歳以上の人と同居する国民健康保険加入者の皆さんへ

後期高齢者医療制度創設に伴う軽減措置

平成20年度以降、後期高齢者医療制度（75歳以上の人、65歳以上で一定の障害がある人）の創設に伴う激変緩和として、次のような軽減措置がとられています。（最大5年間）

- ①すでに軽減措置（5割・2割）を受けている世帯で、世帯に**特定同一世帯所属者**がいる場合は、世帯主変更や世帯の人員・収入に変更がなければ、以前と同様の軽減措置を受けることができます（申請不要）。
- ②**特定世帯**は、医療分・支援金分の平等割額が半額になります。

※特定世帯の基準日は4月1日。ただし、年度途中で世帯主が変わった場合は特定世帯ではなくなりますので、その月から軽減は非該当となり、最初にお送りした年税額に追加分が発生する場合があります。

▽**特定同一世帯所属者**：国民健康保険から後期高齢者医療保険

（75歳以上の人・65歳以上で一定の障害がある人が加入）へ移行して国保を脱退し、引き続き同一世帯にいる人

▽**特定世帯**：特定同一世帯所属者がいる国保加入者が1人の世帯。（例：夫75歳以上、妻75歳未満）

そのほか、旧被扶養者（被用者保険加入者本人が75歳到達等により後期高齢者となり、その扶養者が国民健康保険に

加入する場合）、被災世帯等についても保険税の一部減免制度を設けています。減免の申請には、納期限の7日前までに年度、納期の別および税額、減免を必要とする事由を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて市長に提出する必要があります。該当する人は、市民課国保年金係にご相談ください。

● **問い合わせ**

- ▽市民課国保年金係 ☎23・23・1116
- ▽黒木総合支所市民生活福祉課 市民税務係 ☎42・1113
- ▽立花支所市民生活福祉課 市民係 ☎23・4932
- ▽上陽支所市民生活福祉課 市民生活福祉係 ☎54・2218
- ▽矢部支所市民生活福祉課 市民生活福祉係 ☎47・3111
- ▽星野支所市民生活福祉課 市民生活福祉係 ☎52・3113

非自発的失業者にかかる **国民健康保険税軽減の対象期間について**

非自発的失業者（注1）は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。  
 ※ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点までとなります。

対象期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
H20年度以前	離職日 H 20.4.1 ~ 21.3.30 離職日 H 21.3.31		施行日 H 22.4.1 22年度末まで		
H21年度	離職日 H 21.4.1 ~ H 22.3.30		離職日 H 22.3.31 22年度末まで	23年度末まで	
H22年度以降		離職日 H 22.4.1 ~ H 23.3.30	23年度末まで	離職日 H 23.3.31 24年度末まで	離職日 H 23.4.1 ~ H 24.3.30 24年度末まで

対象期間（注2）は、により表され、そのうち施行日以降で塗りつぶされた期間において保険料（税）が軽減される

〈注1〉非自発的失業者＝雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者  
 〈注2〉対象期間＝離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

■ **軽減される額**（非自発的失業者）

国民健康保険税の所得割を計算する際に、前年中給与所得を30%とみなして所得割率を乗じます。

- ④ 医療分所得割（16 ページ「24 年度保険税」税率表のアの欄）の計算  
 前年中給与所得が150万の場合⇒その30%の45万を給与所得とみなして計算
  - 軽減なし（前年中給与所得150万－基礎控除33万）  
 × 7.2%（医療分所得割率）＝ 84,240 円
  - 軽減あり（前年中給与所得45万－基礎控除33万）  
 × 7.2%（医療分所得割率）＝ 8,640 円

# 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

問い合わせ 市民課公費医療係 (023-1117)  
福岡県後期高齢者医療広域連合 (092651-3111)

平成24・25年度の保険料率が  
決まりました

	平成24年度 平成25年度
所得割率	10.88%
均等割額	55,045円
賦課限度額	55万円

## 保険料額の算出方法

被保険者ごとの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料額 (年額)	=	均等割額 55,045円	+	所得割額 総所得金額等-33万円 × 10.88% (所得割率)
--------------	---	-----------------	---	---

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

## 平成24年度の保険料軽減措置

### ▽均等割額の軽減

世帯の所得等に応じて、保険料均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)
「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」	9割軽減	5,504円
33万円以下	8.5割軽減	8,256円
「33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数」以下	5割軽減	27,522円
「33万円+35万円×被保険者数」以下	2割軽減	44,036円

※「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる人、県外から転入された人等はその時点）が基準となります。

※「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じです。



じですが、公的年金等収入の場合同、公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

### ▽所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合）、収入額で211万円以下）の人は、所得割額が5割軽減となります。

### ▽被用者保険の被扶養者であつた人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

## 保険料額の通知

保険料額の詳細が記載された「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬に送付予定です。

## 国民年金保険料を納めるのがちょっとムズカシイ...

そんな時は未納のままにせず、保険料免除制度や猶予制度のご利用を

## 国民年金保険料の免除制度・若年者納付猶予制度のお知らせ

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して認められれば、保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。

### ◆一部納付(免除)制度

「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」があります。いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納付した場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

### ◆若年者納付猶予制度

保険料の免除には、本人配偶者、世帯主の所得基準が定められており、基準を満たさない場合は免除を受けることができません。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため申請されても免除承認されません。申告をしたうえで申請ください。免除や猶予の種類は次のとおりです。

### ◆全額免除制度

申請して認められれば、保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る年金額が、全額納付した場合の



## 8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成24年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（みず色）の有効期限は、平成25年7月31日までの1年間となっており、7月下旬までに簡易書留で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で交付します。8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（みず色）を医療機関の窓口に提示してください。7月31日までに新しい被保険者証（みず色）が届かない場合は、市民課公費医療係までお問い合わせください。

## 被保険者証の自己負担割合を 確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税

所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次に該当する場合は、市民課公費医療係に申請すれば1割の自己負担割合となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の⑦または⑧に該当）

⑦本人の収入が383万円未満  
⑧本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※平成24年8月以降の判定

市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被

保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保

険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控

除した後の額が、145万円未満となる場合は、1割の自己負担割合となります（この場合の

申請は不要です）。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）が8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限は、平成24年7月31日になっていきます。減額認定証をすでにお持ちの人で、平成24年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

### 【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である人が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市民課公費医療係での申請手続きが必要になります。

### 【申請に必要なもの】

①被保険者証②印鑑③その他非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

## ◆将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間については10年以上であれば保険料の追納（後払い）ができるようになっています。※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

### ◆手続き（申請）について

本庁市民課国保年金係、または各支所の年金の窓口で申請をしてください。申請に必要な書類は次のとおりです。

●国民年金手帳または基礎年金番号通知書

●退職（失業）した人が申請する際は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票など

※平成24年1月1日現在八女市に住んでいなかった人は、平成24年1月1日に住んでいた住所地での所得証明が必要です。

### ◆申請は7月から

国民年金の免除などの承認

期間は7月から翌年6月までです。平成24年度の免除申請は7月2日から受け付けます。

※平成23年度（平成23年7月から平成24年6月まで）の免除などの申請は平成24年7月末日までとなっています。申請がお済みでない人はお急ぎください。

●問い合わせ 市民課国保年金係 ☎23・1116

黒木総合支所市民生活福祉課市民・税務係 ☎42・1113

立花支所市民生活福祉課市民係 ☎23・4932

上陽支所市民生活福祉課市民生活福祉係 ☎72・2222

矢部支所市民生活福祉課市民生活福祉係 ☎47・3111

星野支所市民生活福祉課市民生活福祉係 ☎52・3113

## 年金相談

月に一度、久留米年金事務所の職員が個別に年金相談に応じます。相談をご希望する人は、前日までに同事務所へ予約してください。お越しの際は、年金証書、身分証明書等を持参ください。

●相談日 7月18日（水）・8月17日（金）

●時間 10時～12時・13時～15時

●会場 八女商工会議所

●申し込み・問い合わせ 同事務所 ☎0942・33・6215

※年金の受給や請求についてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」でも受け付けています。☎0570・

05・1165 ☎0033・6700・1165



災害現場を想定した訓練に懸命に取り組みました

## 水害に備えて

西八女支部水防訓練

立花町北山の千間土居公園で6月3日(日)、福岡県消防協会西八女支部主催の水防訓練が行われました。八女市消防団、八女市立花消防団、広川町消防団の団員ら総勢225人が、八女消防本部の指導のもと、各種水防工法を訓練しました。

これは毎年、梅雨時期を迎える6月上旬に行われていきます。土のう作成要領をはじめ、改良積み土のう工法やシート張り工法、釜段工法など、中山間地を多く抱える八女地域の水害時に多く用いられる各

種工法を実際に経験しました。消防団員は災害現場を想定し、真剣なまなざしで指導教官の説明を聞き、一致団結して素早く確実に作業にあたっていました。訓練終了後、杉山八女消防署長が「今回の各種工法は、管内での水害時に多く用いる工法です。今日は

好天に恵まれ作業しやすい環境でしたが、実際の災害現場ではこうはいきません。安全第一を心がけ、住民の生命・身体・財産を守るため頑張ってください」と講評を述べました。

## 久留米絨の魅力に触れたもんぺ博覧会

八女伝統工芸館で5月23日(水)から27日(日)にかけてもんぺ博覧会が開かれました。これはもんぺを通して久留米絨の良さを知ってもらおうと昨年に引き続き開催されたもので、さまざまな色や柄のもんぺが展示・販売されました。今年のは着こなし方の紹介やもんぺの型紙も販売され、古くて新しい絨もんぺの魅力に多くの人が触れていました。



さまざまな色や柄のもんぺが飾られていました

## 子育て事情を学ぶ

男女が輝くネットワークやめ



今の子育て事情について語る高田さん

男女が輝くネットワークやめ総会時の記念事業として5月26日(土)、社会福祉会館で子育てアドバイザーの高田悦也さんを講師に迎え講演会がありました。「大家族で子どももたくさんいて祖父母や親せき・兄弟などみんな子育てをしていた時代から、現在の核家族化時代は子育てのやりかたも当然変わっていく。子どもは失敗から学ぶので、期待通りにならない時にも温かく見守ってほしい」などの話に、参加者は大きくうなずいていました。

## 町内会あげて川掃除

土橋町内では町内を流れる「福島小学校横の川」「土橋川」「五丁野川」の3つの川を3月、6月、11月に3回掃除をしています。6月3日(日)に実施した川掃除に、今回は土橋消防団8人と子ども会8人と保護者6人が応援してくれました。現住世帯は90世帯を割っていますが、参加者数は97人と、中には1世帯4人の参加もありました。子ども会はごみの運搬を、消防団はこの日にあわせて川へ放水しながら防火訓練をしてもらいました。おかげで川がきれいになりました。「福島校区」を流れる川掃除が同時にされるようになれば、校区の水路も変わるのではないかと思います。(小川博文)



子どもも大人も一緒になって掃除をしました



## 八女茶山唄日本一決まる 八女茶山唄日本一大会

第29回八女茶山唄日本一大会が6月3日(日)黒木体育館で行われ、4歳から92歳までの総勢175人が自慢ののどを競い合いました。TVQ九州放送「きらり九州めぐり逢い」の旅人寿一実さんが飛び入り参加され、大会に花を添えていただきました(7月7日(土)19時から放送予定)。少年少女の部を除く4部門の優勝者で競うグランプリには、青年の部優勝の田中裕子さん(熊本県大津町)が選ばれました。**各部門優勝者** (敬称略)  
 ▽少年少女の部  
 道田詞美(佐賀県佐賀市)



茶山唄を披露する参加者

▽壮年の部  
 草場純子(佐賀県武雄市)  
 ▽高年の部  
 遠山明美(熊本県宇城市)  
 ▽寿年の部  
 緒方絹代(熊本県熊本市)

## お茶道にふれる



友だちが運んできたお茶を飲むさくら組の子どもたち

心を落ち着かせて正座をし静かにお茶をいただいて、心はぐくむ経験をしようとして6月6日(水)、長峰保育所でお茶会が行われました。講師は、クラスの子の祖母にあたる森田了子表千家教授。子どもたちは正座をして、和菓子を食べ、たててもらった星野産の抹茶をいただきました。「おいしい」「もう一回飲みたい」と感想を話す子どもたち。わずかな時間でしたが、長い歴史を持つお茶道にふれ、貴重な体験をしました。

## バンブーギター製作者 中山修さんが市長を表敬訪問

バンブーギター製作者の中山修さん(久留米市城島在住)が6月4日(月)、三田村市長を表敬訪問し製作したバンブーギターを寄贈しました。

中山さんは、1960年からスペインのギター工房でギター製作を学び2001年から竹でつくるバンブーギターを自宅工房で製作され、各国で開催されるギターフェスティバル



△バンブーバイオリン

にも招待されるなど、バンブーギターの普及活動に力を注がれています。また、2006年から八女市立花町で、バンブーギター製作者の養成にも力を入れられ、現在12人の製作志望者に技術を伝授されています。中山さん製作のバンブーギターは、プロのギタリストからも注目を集めており、ギターリストの村治佳織さんからも注文を受け、村治さんのもとへ中山さんから手渡しで届けられました。

ほかにバイオリンやチェロの製作にも手がけられ、八



バンブーギター製作者の中山さん(左)

女産の竹が高級楽器として活用されています。今回贈られたギターは、おりなす八女に展示されています。

## 子どものころから防災にふれる

八女市立花体育館で6月2日(土)、平成24年度八女市立花少年消防クラブ大会が行われ



消防署員から指導を受けながら放水訓練をする少年消防クラブ員

ました。少年消防クラブは小学5・6年を対象に、防火に関する技術を身につけるとともに、防火意識の高揚と、団体社会を通して規律ある態度を身につける健全な心身を作ることを目的としています。今年度のクラブ員は立花小

支部16人、筑南小

## 八女市立花少年消防クラブ大会

支部14人の併せて30人。新たに少年消防クラブに入った5年生17人を代表して、立花小支部の上妻健さんと筑南小支部の塩塚茉莉奈さんが任命書の交付を受けました。クラブ員は「私たちは、火の用心に努めます」などの7つの誓いを述べました。大会に引き続く行われた研修会では、機敏な行動を求められる規律訓練や、放水訓練、ロープ結案訓練などを行いました。

# お知らせ



## 筑後特別支援学校寄宿舎夏まつり

- 日時 7月6日(金)15時30分～
- 場所 筑後特別支援学校
- 内容 模擬店めぐり、おみこし、寄宿舎太鼓、抽選会など
- 問い合わせ 同校
- ☎0942・53・0591

## 健康ウォーク(グリーンピア)

- 日時 7月8日(日)八女伝統工芸館8時集合、乗り合わせでグリーンピア八女へ
- コース セラピーロード(約7キロ)
- 参加費 会員無料、一般百円(保険料含む) 弁当各自持参
- 問い合わせ 八女歩こう会・鶴さん ☎0900・3326・3133

## 空き家情報を募集しています♪

空き家を探りたい・貸したい人がいらっしゃいましたら、下記までお問い合わせください。

●募集対象エリア=黒木町・上陽町・立花町・矢部村・星野村

●問い合わせ=八女市空き家バンク情報センター【黒木総合支所内】

☎42・1111 (内線411)

★受付時間=平日9時～17時

※お越しの際は必ず事前にお電話ください。

## 八女地区青少年弁論大会

- 八女保護区保護司会では、社会を明るくする運動の一環として行います。中高生の真摯な意見発表があります。
- 日時 7月14日(土)13時～
  - 場所 おりなす八女ハーモニーホール
  - 問い合わせ 総務課
  - ☎23・1111

## 九州大谷短期大学公開イベント

- 図書館フェア(ブックトーク、紙芝居等)、福祉フェア(講義等)を同時開催。入場無料
- 日時 7月15日(日)10時～15時
  - 問い合わせ 九州大谷短期大学 ☎0942・53・9895

## 第15回ブラックバス釣り大会

- 大山漁業協同組合主催。参加費無料でどなたでも参加できますが、小学3年生以下は保護者の付き添いが必要。アユのつかみ取り大会も行い、先着150人にはおにぎりやアユの塩焼などの昼食を用意します。
- 期日 7月22日(日)※当日6時から8時まで参加受付
  - 場所 犬山ダム(黒木町)
  - 問い合わせ 黒木総合支所産業経済課 ☎42・1116

## 共生の森「七夕まつり」

- 日時 7月29日(日)10～13時

## 「海外で働く!」

- 青年海外協力隊の体験談や実際の現場からのお話、またワークショップ(世界がもし100人の村だったら)で楽しく国際理解ができる講座です。(参加無料・要申込)
- 講師 横溝和壽さん(八女市出身で現在海外在住)
  - 対象 小学高学年以上。子どもだけの参加も、親子での参加も大歓迎です。興味のある人もどなたでも参加できます。
  - 日時 7月26日(木)14時(受付13時30分)～16時終了予定
  - 会場 おりなす八女はちひめホール
  - 定員 100人
  - 申し込み・問い合わせ おりなす八女 ☎22・5332
  - ※託児は1週間前まで要申込



## おりなす公開講座

- 共生の森」☎22・2257
- 問い合わせ 多世代交流館
  - 日時 7月26日(木)14時(受付13時30分)～16時終了予定
  - 会場 おりなす八女はちひめホール
  - 定員 100人
  - 申し込み・問い合わせ おりなす八女 ☎22・5332
  - ※託児は1週間前まで要申込

## 第8回 テーマ「みんなで楽しくリサイクル」環境フェア出展募集

- 日時 10月21日(日)10時～14時(予定)
- 会場 八女公園 ●対象(資格) 八女市内にお住まいの人、またはグループや団体 ※民間企業の方は対象外とします。
- 基準 営利を目的としないもので、環境問題に取り組まれるもの ●内容 リサイクルなどを目指した作品・製品・調査など展示できるもの ※不用品バザーは対象外です。
- 出展料 無料 ●募集期間 7月2日(月)～7月20日(金) ※社会環境課および各支所等に申込用紙を準備しています。
- 審査 申し込まれた内容を審査し、出展の採用・不採用を決定します。
- 申し込み・問い合わせ 社会環境課 ☎23・1462 / 黒木総合支所市民生活福祉課 ☎42・1463 / 立花支所市民生活福祉課 ☎23・4933 / 上陽支所市民生活福祉課 ☎54・2218 / 星野支所市民生活福祉課 ☎52・3113 / 矢部支所市民生活福祉課 ☎47・3111

## 東西公民館「人物歴史講座」

- 人生は先達に学べ! 人と人とのつながりをよみがえらせる名人が、私たちに人生の教訓やヒント、学ぶことの楽しさを語ります。
- 第1回 『西郷隆盛』、無料。
  - 日時 8月26日(日)10時～12時
  - 場所 社会福祉会館3階
  - 募集 70人(先着順)
  - 語り手 今長谷照子さん(元篠栗町立図書館副館長)
  - 申し込み・問い合わせ 7月9日(月)～7月23日(月)平日9時～17時に電話で受付
  - 東公民館 ☎23・5276
  - 西公民館 ☎24・5272
  - ※第2回 『立花宗茂』は10月28日(日)を予定しています。

## 陶芸教室

- 男子ノ子焼・柳屋窯元を講師に迎え、皿・カップ・花器などを作ります。受講料3千円。
- 日時 7月28日(土)・29日(日)13時30分～16時30分
  - 定員 20人(10人以上で開催、定員になり次第締切)
  - 会場 問い合わせ 八女伝統工芸館 ☎22・3131
- 就業のためにワードのスキルアップしたい人対象。託児あり。
- 日時 8月4日(土)、8月5日(日)10時～12時

## 陶芸教室

- 日時 8月4日(土)、8月5日(日)10時～12時



八女市内を2泊3日で巡り、市内の自然や文化・伝統工芸・観光資源を再発見するツアーを行います。今回は、「いちばん」をテーマに、市内にある一番のものを探します。

- 期日=8月8日(水)~10日(金)
●コース=
《1日目》八女~上陽~星野~矢部(泊)
《2日目》矢部~黒木(泊)
《3日目》黒木~立花~八女
●募集対象・定員=市内在住の小学6年生40人(先着順)
●参加費=3000円
●申込期間=7月4日(水)~17日(火)
●申し込み・問い合わせ=男女共同参画・生涯学習課(☎23・1318)
※詳しくは、小学校を通じて配布していますチラシをご覧ください。

べんがら村プールオープン

- 営業日=7/14(土)~7/16(祝)、7/21(土)~9/2(日)
※休館日=毎週第2・第4月曜日
●営業時間=【スライダープール】(平日)10時~16時(土日・祝日)10時~17時
【25mプール】(全日)10時~18時
●利用料金=(中学生以上)700円、(4歳~小学生)500円
※利用料金には温泉大浴場の利用料も含む※プール監視員も募集しています
●問い合わせ=べんがら村(☎24・3339)

裁判所親子見学会

参加者体験型模擬裁判、ク

- 日時=7月13日(金)~8月31日(金)、毎週金曜19時30分~21時
●場所=多世代交流館共生の森
●問い合わせ=信國さん
(☎090・9071・0872)

太鼓の体験講座

太鼓をたたいてみませんか。20歳以上の対象、男女は問いません。参加費無料。

- 日時=7月13日(金)~8月31日(金)、毎週金曜19時30分~21時
●場所=多世代交流館共生の森
●問い合わせ=信國さん
(☎090・9071・0872)

県民体育大会水泳競技選手

- 大会日時=8月26日(日)
●募集期間=7月14日(土)まで8時30分~17時
●対象者=八女市民(小学生以上)※小学生・中学生・高校生は標準記録を超えた者
●募集人数=(一般の部)制限なし(少年の部)35人
※希望者多数の場合は各個人の記録に基づいて選考します。
●申し込み・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

- 会場=八女市勤労青少年ホーム(総合体育館北隣)
●参加費=1500円(材料費)1日分
●申込期間=7月1日(日)~(各日12人ずつ。先着順)
●申し込み・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)
弓道教室
●期間=7月25日~10月26日(毎週水曜と金曜)
●時間=19時40分~21時40分
●場所=八女市弓道場
●参加費=5千円(教材費)
●申込締切=7月22日(日)
●申し込み=総合体育館
●問い合わせ=高橋さん
(☎090・2714・1995)

- 日時=毎月第2土曜日
第1回7月14日(土)20時~
●参加費=3000円(会員無料)
●会場・問い合わせ=SOULT Hクラブ(☎24・1340)
小学生水泳教室
水が苦手な人やもつと上手に泳ぎたい人募集。インストラクターがていねいに指導します。
●期日=7月24・25・26・27・31、8月1・2日(計7日間)
※最終日に元オリンピック選手(石原勝記)さんの指導を計画。
●会場=八女市民プール(べんがら村)
●時間=17時~19時
●参加費=1500円(スポーツ傷害保険代含む)
●申し込み=7月15日(日)八女市勤労青少年ホームで13時30分~14時受付※応募者多数の場合は抽選。先着順ではありません。
●問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

くつろぎの森探検隊



森林セラピー基地「くつろぎの森グリーンピア八女」では、夏休み特別企画として、子ども向けの森林セラピーツアーを実施します。森の案内人と一緒に、鳥や虫の観察などを通して自然に触れてみませんか。
●期間=8月18日(土)~22日(水)

- アビスパ福岡サッカースクール
初心者も、もつとレベルアップしたい人も募集しています。
●期日=7月の水・木・金曜日
●場所=筑後広域公園運動場
●クラス=▽幼児16時~(60分)
▽小学生1・2年17時~▽3・4年生17時30分~▽5・6年生18時30分(小学生90分)
●参加費=1回千円
●申し込み=筑後総合スポーツクラブ(☎0942・530039)

市長旗ナイター野球大会

- 会場=立山球場
●日程=8月19日(日)(開会式19時)~10月下旬
●参加費=5000円
●申込期間=7月1日(日)~7月15日(日)※抽選会は7月28日(土)19時総合体育館研修室で
●申し込み・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

柳河支援学校わくわく教室

- 見えにくさによる学習の困難を解決する工夫など学びます。
●対象=見え方、目の使い方に心配のある小中学生と保護者
●日時=8月1日(水)13時40分~16時※7月6日までに電話かファクスで申し込みください。
●場所・問い合わせ=同校
(☎0944・73・2263)
(☎0944・73・6291)

## 県営住宅入居者

- 募集住宅Ⅱ県内の県営住宅※詳細は募集案内書を「ご覧ください」
- 募集案内書の配布・受付期間Ⅱ7月17日(火)～7月25日(水)
- 配布場所Ⅱ都市計画課、黒木総合支所および各支所窓口
- 問い合わせⅡ県住宅供給公社(☎092・781・8029)

## 試験

### 自衛官

- ①一般曹候補生(陸・海・空)
  - 試験Ⅱ〈1次〉9月17日(祝)〈2次〉10月4日(木)～11日(木)●応募資格Ⅱ18歳以上27歳未満の男女
- ②自衛官候補生(陸・海・空)
  - 試験Ⅱ〈男子〉9月17日(祝)〈女子〉9月23日(日)～26日(水)●応募資格Ⅱ18歳以上27歳未満の男女
- ③航空学生(海・空)
  - 試験Ⅱ〈1次〉9月22日(祝)〈2次〉10月13日(土)～18日(木)〈3次〉2次試験合格者に連絡
- 応募資格Ⅱ高卒(見込み含む)で21歳未満の男女
- ④看護学生(陸)
  - 受付期間Ⅱ9月3日(月)～10月1日(月)●試験Ⅱ〈1次〉10月20日(土)〈2次〉11月17日(土)～18日(日)●応募資格Ⅱ高卒(見込み含む)で21歳未満の男女

- 受付期間Ⅱ8月1日(水)～9月7日(金)
- 問い合わせⅡ自衛隊八女地域事務所(☎24・5192)

## 公立八女総合病院

- 募集Ⅱ薬剤師1人程度(9月1日採用予定)
- 受験資格Ⅱ昭和52年4月2日以降生まれで有資格者
- 試験日Ⅱ7月21日(土)
- 問い合わせⅡ同院人事係(☎23・4131)

## 裁判所職員

- 受付Ⅱ7月17日(火)～26日(木)1次試験Ⅱ9月16日(日)
- 受験資格Ⅱ今年4月1日に現在高卒後2年以内の人および来年3月までに高卒見込者
- 問い合わせⅡ福岡地方裁判所(☎092・781・3141)

## 目指せ未来の船長・機関長

- 両校とも中卒者対象とする3年間の教育により、主に国内を航行する船舶の航海士・機関士を養成します。
- オープンスクールⅡ▽唐津校7月21日(土)、10月20日(土)▽口之津校7月16日(祝)、9月15日(土)
- 問い合わせⅡ▽唐津校(☎0955・72・8269)▽口之津校(☎0957・86・2152)

## 相談

### 障害児巡回教育相談

- お子さんの養育面に関する保護者の悩みや心配事に対して教育・医療・福祉等の各専門家が個別に応じ、適切なアドバイスをします。
- 日時Ⅱ8月2日(木)10時～17時
- 会場Ⅱ八女総合庁舎第2会議室(八女市本村25)
- 申込期限Ⅱ7月12日(木)
- 問い合わせⅡ八女市教育委員会(☎23・1954)

### ひとり親家庭養育費等

- ひとり親家庭の養育費などの生活上の問題に関する弁護士による無料法律相談。
- 日時Ⅱ7月18日(水)13時～15時
- 場所Ⅱ柳川市役所※相談日前日までに県母子家庭等就業・自立支援センターに要予約。
- 予約電話Ⅱ092・584・3931※平日9時～17時

### 行政書士交通事故無料相談

- 日時Ⅱ7月21日(土)10時～16時
- 場所Ⅱサンライフ久留米
- 相談内容Ⅱ示談書・損害賠償請求書等の作成等(予約不要)
- 問い合わせⅡ県行政書士会(☎092・641・2501)

## 一般

### 小中学校の体育施設利用

- 市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず「利用者の会」(事前に団体登録必要)に参加してください。
- 8月利用者の会Ⅱ7月21日(土)
- 時間・学校名Ⅱ13時30分(福島小、長峰小、福島中)、14時15分(八幡小、岡山小、西中)、15時(上妻小、三河小、南中)、15時45分(忠見小、川崎小、見崎中、北学学園)
- 会場・問い合わせⅡ総合体育館(☎24・1230)

### 母子・父子家庭等勉強会

- 期日Ⅱ7月29日(日)13時30分～15時30分
- 場所Ⅱクローバープラザ
- 内容Ⅱ「ひとり親家庭の福祉の施策等について」※託児希望者は、7月25日までに要予約。
- 問い合わせⅡ県母子寡婦福祉連合会(☎092・584・3922)

### 水俣病被害者救済措置

- 水俣病被害者の救済措置申請受付は平成24年7月31日(火)までです。かつて水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた人であれば、今お住まい

- の住所に限らず申請できます。
- 問い合わせⅡ熊本県環境生活活部水俣病保健課(☎096・333・2306)

### 新規学卒予定者求人受付

- 中学・高校の卒業予定者を採用する場合、ハローワークに「求人申込書」を提出ください。
- 募集日程Ⅱ〈中学校〉求人受付6月20日(土)～7月1日(日)／採用選考・内定1月8日(土)〈高校〉求人受付6月20日(土)～7月1日(日)／学校への求人申込7月1日(日)／学校からの推薦9月5日(土)／採用選考・内定9月16日(土)
- 問い合わせⅡハローワーク八女(☎23・6188)

### 戦没者遺児による慰霊

- 対象Ⅱ先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児
- 参加費Ⅱ9万円
- 実施地域Ⅱ旧満州、旧ソ連、モンゴル、西部ニューギニア、中国、マリアナ諸島、東部ニューギニア、ボルネオ・マレー半島、トラック諸島、パラオ諸島、ソロモン諸島、フィリピン、台湾、バシー海峽、インド等※日程等はお問い合わせください。
- 申し込み締切Ⅱ7月9日(月)
- 問い合わせⅡ(財)日本遺族会(☎03・3261・5521)



# 相談はお気軽にどうぞ

## 無料法律相談

- 7月19日(木) (7/5 予約開始)、8月2日(木) (7/25 予約開始) 13:00～16:00 / ※予約・法務局八女支局 ☎23・2603
- 7月13日(金) 13:30～16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎23・0294
- 7月20日(金) 13:30～16:00 / ふじの里(黒木) ※予約 ☎42・2131
- 7月27日(金) 13:30～16:00 / 地域福祉センター(上陽) ※予約 ☎54・3003
- 7月20日(金) 10:00～12:00 / 八女商工会議所 ※予約 ☎22・5161

## 男女共同参画推進支援委員相談

- 7月12日(木) 13:30～16:30 ※予約 男女共同参画・生涯学習課 ☎23・1314

## 女性相談

- 7月20日(金) 9:30～11:30 / 働く婦人の家(立花)

## 障害者等相談支援センターリーベル出張相談

- 7月13日(金) 13:00～14:00 / 矢部公民館
- 7月17日(火) 10:00～11:00 / 黒木総合支所 問い合わせ=リーベル ☎22・2610

## なんでも人権相談(法務局 ☎23・2603)

- 7月6日(金) 13:00～16:00 / 社会福祉会館

## 行政相談(総務課 ☎23・1111)

- 7月18日(水) 13:30～16:00 / 社会福祉会館
- 7月4日(水)、18日(水) 9:30～12:00 / ふじの里(黒木)
- 7月9日(月) 13:30～16:00 / 地域福祉センター(上陽)
- 7月9日(月) 13:00～16:00 / 立花市民センター

## 司法書士相談(社協 ☎23・0294)

- 7月13日(金) 13:30～16:00 / ふじの里(黒木)
- 7月20日(金) 13:30～16:00 / 社会福祉会館

## 心配ごと相談(社協 ☎23・0294)

- 7月4日(水)、18日(水) 13:30～16:00 / 社会福祉会館
- 7月11日(水)、25日(水) 13:30～16:00 / 地域福祉センター(上陽)

- 7月4日(水)、18日(水) 9:30～12:00 / ふじの里(黒木)
- 7月11日(水)、25日(水) 9:30～12:00 / かがやき(立花)

## 日本政策金融公庫相談

- 7月6日(金) 13:00～15:00 / 商工会議所

## 税務相談

- 7月9日(月) 10:00～15:00 / 商工会議所

## 経営支援相談会(中小企業診断士による巡回アドバイス)

- 毎週月曜日 13:30～16:30 / 商工会議所 ※予約 ☎22・5161

## 社会保険個別相談

- 7月18日(水) 10:00～15:00 / 商工会議所 ※久留米年金事務所へ要予約 ☎0942・33・6215

## 不動産相談

- 7月25日(水) 13:00～15:00 / 商工会議所

## 補聴器の修理と相談(福祉課 ☎23・1335)

- 7月17日(火) 13:00～14:30 / 八女市役所102会議室

- 7月12日(木) 9:00～10:00 / 地域福祉センター(上陽)

- 7月13日(金)、17日(火) 10:00～12:00 / ふじの里(黒木)

- 7月17日(火) 10:00～12:00 / かがやき(立花)

- 7月26日(木) 10:00～12:00 / 星野支所

## 家庭児童相談室

- 平日 9:30～16:00 / 市役所内 ※予約 (☎23・1448)
- 毎週火曜 10:00～16:00 / 黒木総合支所 ※予約 (☎23・1448)

## こころの健康相談

- 毎週月曜日 14:30～16:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎(八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2176

## エイズ検査とエイズ電話相談

- 毎週月曜 14:00～15:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎(八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2812

## 弁護士多重債務相談

- 毎週火曜 13:30～16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎0942・30・0144

## 消費生活相談(来訪または電話相談)

- 月～金曜 8:30～16:30 / 八女市役所

## 消費生活相談室 ☎23・1183

- 毎週水曜 9:00～16:00 / 黒木総合支所1階第3相談室 ☎42・1111

## 消費生活無料法律相談

- 7月17日(火) 13:00～16:00 / 八女市役所消費生活相談室 ※予約 ☎23・1183

## 電話相談

## 教育相談

- 平日 9:00～17:00 / 八女市教育研究所 ※予約 ☎0120・784・110

## 教育相談

- 無休・24時間受付 / 南筑後教育事務所 ※予約 ☎0942・52・4949

## 交通事故相談

- 平日 9:30～12:00、13:00～16:40 / 日本損害保険協会(☎092・713・7318)

## 犯罪被害者相談電話

- 平日 9:00～17:45 / 県警察本部 (☎092・632・7830)

## 難病ホットライン

- 平日 8:30～17:15 / 南筑後保健福祉環境事務所 (☎0944・72・2610)

## 多重債務相談

- 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 / 福岡財務支局 ※予約 ☎092・411・7291

## クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保相談

- 平日 18:00～20:00 / 福岡県青年司法書士協議会 (☎092・724・9505)

## 労働トラブル電話相談

- 毎週火曜日 19:00～20:00 / 福岡県青年司法書士協議会 (☎092・477・8160)

## 高齢者総合相談窓口(平日 8:30～17:15)

### 【地域包括支援センター】

- 八女市地域包括(本所内) ☎23・1203
- 八女市東部地域包括(黒木総合支所内) ☎42・1119

### 【高齢者相談センター】

- 八女市社会福祉協議会 (☎23・0294) / 上陽支所 (☎54・3629) / 黒木支所 (☎42・2131) / 立花支所 (☎37・0036) / 矢部支所 (☎47・3123) / 星野支所 (☎52・3165)

納めるもの  
7月

- 固定資産税(第2期)
- 国民健康保険税(第1期)
- 介護保険料(第1期)
- 後期高齢者医療保険料(第1期)
- 住宅家賃 ● 保育料

## 納期限・口座振替日は7月31日(火)

※納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると延滞金が増加することになります。※納付書をなくされた人は担当課へご連絡ください。

## ▼人口と世帯(6月1日現在)

人口	68,910	(-47)
男	32,486	(-30)
女	36,424	(-17)
世帯数	24,008	(+23)
※( )内は前月比		

## ▼5月の異動

出生	38人	転入	152人
死亡	80人	転出	157人

## ▼5月の火災・救急の状況

火災出火件数	3件	(18件)
救急出動件数	257件	(1,263件)
救急搬送人数	253人	(1,208人)

## ▼5月の交通事故の状況

人身事故発生件数	35件	(165件)
傷者	43人	(222人)
死者	2人	(2人)

※( )内は1月からの累計

# おたんじょうび おめでとう



 ゆうせい <b>高橋 優晴ちゃん</b> H23年7月5日生(亀甲) 優晴1歳おめでとう。これから笑顔がたえないゆうちゃんできてネ♡	 ゆめと <b>元田 惟希ちゃん</b> H23年7月6日生(国武) ゆめとのお誕生日おめでとう。かれんネエと仲良く元気いっぱいゆめとびっぴり♡	 けいせい <b>古賀 恵星ちゃん</b> H23年7月7日生(室岡) ☆恵星へ☆わんぱくでいい。健やかに育て!!	 まりさ <b>尾家 茉莉咲ちゃん</b> H23年7月8日生(白木) 祝♡1歳!茉莉咲の笑顔がみんな大好き♡優しい女の子になってね!	 しゅんた <b>中尾 駿太ちゃん</b> H23年7月8日生(下辺春) ♡誕生日おめでとう。パパが大好きな駿太くん。健やかにすくすく育ってね!
---	--	---	---	--

 あおと <b>宮田 蒼士ちゃん</b> H23年7月9日生(蒲原) あお君1歳おめでとう!すくすく元気に大きくなってね♡	 とあ <b>西江 翔空ちゃん</b> H23年7月10日生(本) ☆祝1歳おめでとう☆とあ、いつもみんなを癒してくれてありがとう♡	 かずみ <b>佐々木 和海ちゃん</b> H23年7月11日生(山内) 和海君お誕生日おめでとう。明るく元気に育ってね。いっぱい遊ぼうね!!	 たいよう <b>井上 太陽ちゃん</b> H23年7月12日生(蒲原) 太陽1歳おめでとう♡いつまでも明るく元気な太陽でいてね。	 なみ <b>入部 七海ちゃん</b> H23年7月17日生(矢部村) お誕生日おめでとう!ニコニコ笑顔で優しい女の子になってね。	 いつき <b>木下 維月ちゃん</b> H23年7月19日生(納楚) ☆お誕生日おめでとう☆元気に大きく育ってね♡	 ひな <b>田中 陽菜ちゃん</b> H23年7月19日生(星野村) お誕生日おめでとう♡みんなを笑顔にしてくれてありがとう♡
---	--	---	---	---	--	--

 ゆうき <b>橋村 優希ちゃん</b> H23年7月20日生(納楚) 食いん坊で甘いん坊の優フ♡お姉ちゃんとお仲良くたくましく育ってね!	 ぐんた <b>亀山 伴汰ちゃん</b> H23年7月22日生(室岡) いっぱい笑って、お姉ちゃんとお仲良くのびのび育ってね♡	 りこ <b>浅川 莉子ちゃん</b> H23年7月26日生(蒲原) ♡祝♡1歳!!おめでとう。いつまでもニコニコ笑顔忘れずにね♡	 こうき <b>轟 幸輝ちゃん</b> H23年7月26日生(本分) 祝♡1歳。幸せな毎日をありがとう。だ〜いすきすき!!	 ゆな <b>井上 結愛ちゃん</b> H23年7月28日生(本村) 1歳おめでとう♡お兄ちゃんとお仲良く笑顔いっぱい元気に育ってね♡	満1歳のお子さまの写真を募集しています。名前・生年月日・住所・簡単なコメント(30字以内)を添えて、誕生日前月の7日までに直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募多数の場合は先着順となります。●申し込み=市長公室秘書広報係(☎23・1110)
---	---	---	---	---	---



**杣の里溪流公園「溪流釣り体験」**  
 矢部川源流でヤマメ釣りにチャレンジ!釣ったヤマメはその場で塩焼きに!  
 ▽貸し竿レンタル1セット=300円 ▽ヤマメ釣1匹=500円 ▽営業日=土日祝祭日(平日は要予約) ▽営業時間=10時~17時 ▽受付時間=10時~15時30分

●問い合わせ 奥の院キャンプ場(☎47-2808) / フォレスト花みずき(☎47-2430) / 奥日向神キャンプ場(☎47-2216) / 大杣キャンプ場(☎47-2167) / 杣の里溪流公園(☎47-3000)

※本ページ右下のサービス券を、杣の里溪流公園に持参されると溪流釣り体験の貸し竿1セットを無料でレンタルできます。(有効期限:平成24年8月31日)

梅雨が終わると夏到来。子どもたちにとって待ちに待った楽しい夏休み。夏と言えど「海!山!川!そしてキャンプ!今回は矢部村にある4つのキャンプ場を紹介いたします。

●奥の院キャンプ場  
 矢部の奥の院にひっそりとたたずむ旧小学校の木造校舎を利用したキャンプ場。同窓会や学生の合宿など大人数での利用も可能。校舎前のグラウンドやテニスコートで汗を流し、山々に囲まれた大自然の中でのバーベキュー、外の美しい緑を眺めながらの入浴もできます。

●フォレスト花みずき  
 30人まで収容可能なキャンピング1棟と雨の日も利用可能なバーベキューハウスがあります。キャンピングデッキでまったりとくつろぐこともでき、すぐ横に流れる矢部川

●大杣キャンプ場  
 矢部川の清流沿いにあるキャンピング場。川遊びや森林浴のほか昔懐かしい五右衛門風呂に入ることもできます。近くには南北朝時代の後征西將軍長成親王の御陵墓がある大杣公園があり、歴史に触れることもできます。すてきな夏の思い出作りに、ぜひキャンプ場へ出掛けませんか!

●奥日向神キャンプ場  
 ハート岩や蹴洞岩などがそびえ立つ日向神のキャンプ場。毎年夏は子ども連れの家族やグループなど多くの人でにぎわいます。朝早起きしてカプトムシやクワガタを探りに行ったり、川で遊んだり、大自然の中で充実した時間が過ごせるはずですよ。

●奥日向神キャンプ場  
 のせせらぎや森の中から聞こえる鳥のさえずりを楽しめる最高の場所です。

●奥日向神キャンプ場  
 ハート岩や蹴洞岩などがそびえ立つ日向神のキャンプ場。毎年夏は子ども連れの家族やグループなど多くの人でにぎわいます。朝早起きしてカプトムシやクワガタを探りに行ったり、川で遊んだり、大自然の中で充実した時間が過ごせるはずですよ。

## 茶のくに よかとこ巡り



～あたらしい郷土づくり～  
 ふるさとの恵みを生かし  
 安心して心ゆたかに暮らせる  
 交流都市八女

■編集・発行 八女市役所市長公室秘書広報係  
 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地  
 TEL 0943・23・1110 FAX 22・2186  
 ■URL: <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>  
 ■E-mail: [mail@city.yame.fukuoka.jp](mailto:mail@city.yame.fukuoka.jp)  
 ※この広報紙は環境にやさしい再生紙、大豆油インクを使用しています



編集後記  
 ▼長峰保育所のお茶会で正座してお茶をいただく子どもたち。「苦い」という声が多いかと思いきや「おいしい」「もう一杯飲みたい」。やはり、お茶の産地八女の子どもたちだと頼もしく思いました。(M・M)

▼上妻まつりで再びmonさんのコンサートを聞きました。以前聞いたことがあるから...と思っていたのですが、その透き通るような歌声と心を打つトークに最後まで席を立つことができませんでした。「あたり前の日常の中にある幸せに気付いて」との呼び掛けに、日々感謝の心が足りないかと反省した私でした。(K・S)